

岩倉市障害者計画推進委員会条例（平成29年6月26日条例第14号）

最終改正:

改正内容:平成29年6月26日条例第14号 [平成29年6月26日]

○岩倉市障害者計画推進委員会条例

平成29年6月26日条例第14号

岩倉市障害者計画推進委員会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づく岩倉市障害者計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）岩倉市障害者計画の策定及び推進に関すること。
- （2）その他障害者に関する施策に関し、市長が必要と認める事項

（組織）

第4条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）障害者関係団体の代表者
- （3）社会福祉団体等の代表者
- （4）教育関係機関の代表者
- （5）医療機関の代表者
- （6）就労支援機関の代表者
- （7）市民の代表者
- （8）その他市長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

（岩倉市地域自立支援協議会条例の一部改正）

3 岩倉市地域自立支援協議会条例（平成26年岩倉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）